

ヨーロッパ再軍備計画はEUを変えるのか？

分断化の克服へ向けて

臼井 陽一郎

Usui Yoichiro

[要旨]

2025年3月発表の「ヨーロッパ再軍備計画／2030年への備え」と題するEUの安全保障防衛政策について概観し、その政治的意義について検討した。この政策枠組みが欧州委員会の政治力を高めること、また欧州の分断化を防ぐ分化型統合（a differentiated integration）の実践となりうることを示した。加えて大国主導ミニラテラル軍事協力とNATOとEUそして欧州政治共同体（EPC）の4層から構成される欧州安全保障システムにとって、EUがいかに機能しているのかを検討し、政治的方針の一貫性と柔軟な制度的適応という実践のあり方を通じて政治的凝集性を維持する機能を果たしているという視点を提示した。以上の考察ののち、最後に、親EUグランドコアリションを構成する主要ユーロ政党3党がこぞって、集团的自衛権発動を規定したEU条約42条7項の具体的制度化と、統一指揮下のEU軍的なものへの支持を表明していることを付記し、現在のEUの安保防衛政策のあり方が最終形態ではありえないことを示唆した。

1 パックス・エウロパエア（ヨーロッパによる平和）への挑戦

フォンデアライエン欧州委員長が8000億ユーロに及ぶヨーロッパ再軍備計画（ReArm Europe）を打ち出したその直後、イタリア首相メローニとスペイン首相サンチェスが即座に反応した。このネーミングには反対だという。メローニによると、この計画は防衛装備品の購入にとどまらず、防衛能力全般の向上にかかわるはずであるのに、「再軍備」という名称ではミスリーディングだという。サンチェスはといえば、そもそも「再軍備」という言い方が好きになれないと明言する。防衛はより広いアンブレラの下で初めて可能であり、そのためにも、サイバーやテロ、量子コンピュータやAIそして衛星コネクティビティなど、広範囲の安全保障強化をイメージできる名称でなければならないと主張する（以上、Liboreiro 2025）。2人の反発を受けて、フォンデアライエン欧州委員長は間髪入れずに名称を見直した。欧州理事会へ向けた各国首脳宛レターのなかで、ロシアのヨーロッパ侵攻が想定される「2030年」を挿入する形で「ヨーロッパ再軍備計画／2030年への備え」（ReArm Europe／Readiness2030）と変更し、再ブランド化を図った。計画発表が2025年3月4日、修正はその2日後である（Ibid.）。まさに機敏な反応だ。そして最終的な文書名は、『共同白書：欧州防衛即応体制2030』（Joint White Paper for European Defence Readiness 2030）に落ち着いた（JOIN〔2025〕120）。

欧州委員会がEUによるヨーロッパ防衛の指針を発表したという事実は、EU政治の歴史において重みを持つ出来事である。加盟国の代理人であるはずの機関が国家権力の中核にかかわる政策に関与するのである。当然、リアクションはあった。フォンデアライエン欧州委員長によるヨーロッパ再軍備計画発表と時を同じくして、ドイツ・フランスそして北欧諸国がEUを離脱したイギリスとともに、今後のヨーロッパ安全保障について会合を持ったことが報道されている (Foy and Hall 2025)。依頼人・加盟国と代理人・欧州委員会の間で選好を同じくしつつも、主導権をめぐるつばぜり合いが生じている。ヨーロッパはこれまで以上に防衛に尽力すべきであり、そのためには軍事能力を向上させねばならないのは確かだが、EUの軍事化にコンセンサスは存在しない。問題は、EUとして何がなせるのかである。

アメリカがヨーロッパ防衛にコミットし、そのための受け皿として北大西洋条約機構 (NATO) が存在し、その枠内で最新の防衛装備品をアメリカから購入し、それをもとに各国が軍事協力を進め、集団的自衛権を発動するための北大西洋条約第5条に絶対の信頼が寄せられているのであれば、EUが果たすべき役割は限られてくる。戦闘部隊の構築ではなく、防衛産業の育成がメインになる。それがこれまでのEUの路線であった。今回のヨーロッパ再軍備計画も、基本的にはその延長線上にある。ところが、トランプ大統領のヨーロッパ・コミットメント縮小の動きによって、今や前提となる安全保障環境が劇的に変化している。EUはプーチンのロシアに危機感を抱きながら、トランプのアメリカに急き立てられるように、ヨーロッパ安全保障における自らの役割について、反省的見直しを進めている。大西洋主義に基づく安全保障システムを前提にできない以上、地政学的転換を成し遂げることが急務だと主張する欧州委員会や主要加盟国の掛け声には、確かに強いものが感じられる。

フォンデアライエン欧州委員長はシャルルマーニュ賞受賞スピーチ (2025年5月29日) にて、パックス・エウロパエア (ヨーロッパによる平和) を訴え、ヨーロッパ再軍備計画に盛り込んだ8000億ユーロもの防衛資金を、そのコンテキストに位置付けている (von der Leyen 2025)。確かに現時点において、EU軍事統合の兆候は見られず、EUの役割はどこまでもNATOの補完であって、代替ではありえない。しかし他方で、今回の「ヨーロッパ再軍備計画／2030年への備え」は、決して動けないEUの象徴にすぎないわけでもない。過去30年ほどの間に確固とした歩みを続けてきたEU防衛産業政策の意味するところを、過小評価してはなるまい。

本稿では、ポスト大西洋主義のフェーズに突入しつつあるEUの安全保障防衛政策を展望していくべく、次の2点を検討しておきたい。EU防衛産業政策の意義がひとつ、もうひとつが安全保障防衛分野で進むEUの「分化型統合」(a differentiated integration: DI) である。

2 EU防衛産業政策

『共同白書：欧州防衛即応体制2030』は、前年の2024年3月に公表された欧州防衛産業戦略 (EDIS) (JOIN [2024] 10) をグレードアップするための政策方針文書である。そのEDISは欧州防衛産業プログラム (EDIP) 規則 (COM [2024] 150) によって法化される運びだ。EDIP規則案は本稿執筆現在、EU理事会審議の段階にある。

EDISはこれまでのEU防衛産業政策の延長線上にある。EUが欧州防衛産業に関与していく手段を欧州委員会に与えるという政治的意図に基づいた戦略であり、根本目的は欧州防衛技術産業基盤（EDTIB）の向上であるが、直接の発想は、加盟国の裁量に任せてはいつまで経ってもとまらないので欧州委員会の関与が必要だ、というものだ。目を引くのが2030年までに達成すべき3つの数値目標である。(1)EU内防衛装備品貿易をEU防衛装備品市場規模の35%にまで増大、(2)加盟国の防衛装備品政府調達率の30%はEU域内企業と契約（2035年には60%に増大）、(3)全政府調達率の40%を加盟国間の共同調達。まさに野心的だ。これに加えて、次期EU予算で防衛産業政策用資金を増大させ、欧州投資銀行（EIB）の融資も利用、ウクライナも参加させること、といった課題が列挙されている。

第1次フォンデアライエン欧州委員会の最終盤に公表されたこのEDISが、第2次同委員会発足直後にグレードアップされる形で発出されたのが、「ヨーロッパ再軍備計画／2030年への備え」という政策目標を示した『共同白書』という防衛政策文書になるわけだ。骨格はすべてEDISに示されているが、『共同白書』では政策措置についても資金規模に関しても、欧州委員会をかつてなき水準の政治アクターへと強化する政策措置が盛り込まれている。

『共同白書』は基本的な認識として、防衛同盟（a Defence Union）の設立がマストであることを強調する（JOIN〔2025〕120, p. 22）。この防衛同盟はNATOおよびウクライナにその存在を負い、EUの価値に立脚するのだという。加盟国間の防衛装備品共同調達を進めること、そのために常設軍事協力枠組（PESCO）を強化すること、軍事車両の自由移動を可能にするいわゆるミリタリー・シェンゲンを設定すること、弾薬生産・防空システム・ドローン・宇宙利用・AI・量子コンピュータ・重要インフラ保護などで協力すること、そしてなによりもウクライナ防衛産業とのリンクを強化していくべきことなどが、政策課題としてリストアップされている。短期的には武器・軍需品のストックを増大させ、中長期的には加盟国間能力ギャップを克服し、ヨーロッパ共通利益のための防衛プロジェクトを推進するという路線である。欧州防衛産業の競争力強化がEU経済安全保障にも直結すること、この路線を進めNATOを強靱化していくためにも、EUの規制力と金融手段が重要であることが強調されている。EUが得意とするところでNATOを強化する、NATOにとっても重要なEU、という理解である。

EU域外のパートナーとの強化された協力も、『共同白書』で重要な政策課題として掲げられる。そのパートナーとしては、NATOとアメリカのほかに、イギリス、ノルウェー、カナダ、トルコ、EU近隣諸国が提示され、インド太平洋諸国として特に日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドそしてインドが名指しされている。いわゆるグローバル・ウェストがEUの防衛パートナーとして構想されているのである。実際、EUはこうした域外パートナーとの間で、安全保障パートナーシップの締結を進めている（日本とは2024年11月に合意）。

『共同白書』で特に注目したいのが、欧州委員会と欧州防衛産業界の間の戦略的対話（Strategic Dialogue）を強化しようという箇所である。欧州委員会はこの対話に、欧州防衛機関（EDA）とEU軍事参謀部（EUMS）を招待している。欧州委員会が本来は管轄外の安保防衛政策関連機関と密接なつながりを持って、欧州防衛産業界との関係を構築しようとしている

るのである。この戦略的対話は、新設の防衛産業・宇宙総局（DG DEFIS）が担当している。

戦略的対話のアジェンダのひとつが、防衛装備品開発・ビジネス全般にかかわるEU規制適用除外である。欧州委員会は『共同白書』で提起した防衛オムニバスについて、2025年6月に文書を提出している（COM〔2025〕820）。その文書は「パックス・エウロパエアに資する独立したヨーロッパ」を構築するための重要なステップだと強調しつつ、環境規制全般について（特に環境影響評価や化学物質規制〔REACH〕など）、またAI規制について、そして企業合併や反トラストなど競争法について、大幅な適用除外を防衛産業ビジネスに与えようとしている。その論拠は「本質的に重要な安全保障」（EU機能条約第346条1項b）という条約上の規定に求められている。こうした特別な政策的措置については後々、EU司法裁判所で争われることになりそうだ。EUの規制力の根幹を揺るがすことにもなりかねない。

『共同白書』の内容に戻ろう。EDISをグレードアップした「ヨーロッパ再軍備計画」の目玉は、その資金調達法にある。加盟国の財政規律に一部適用除外を認め、地域開発基金を防衛産業政策に使用することを認め、EIBなど公的金融機関に融資を促し、EU一丸となった不退転の政策方針であることをマーケットに示すことで民間投資を促すという政策のあり方は、これまでも考慮されてきた。EUが民間マネーの呼び水となる方策は、ユンカー欧州委員会（2014—2018年）でも実施されていた。しかし今回は、欧州安全保障行動（SAFE）という総額1500億ユーロにも及ぶ新たな融資スキームが立ち上げられた（Council Regulation 2025/1106）。これは画期的だ。欧州委員会がEUとして国際資本市場から資金を調達し、防衛装備品共同調達や相互運用性高度化を実施する加盟国に貸し付けるという仕組みである。EUの高い信用力を梃子に比較的低利で資金を調達し、比較的高利でしか資金を調達できない加盟国に貸し付け、支援するというねらいがある。EUは主要格付け機関からトリプルAを獲得している（European Commission 2025）。その信用力で調達された低利の資金を、加盟国は最長45年のローンにすることができ、元本の支払いまで10年間もの猶予期間が認められる（Council Regulation 2025/1106, preamble, para. 28）。欧州委員会の債券発行はEU予算を担保とするものであり、持続性が期待できる。加盟国はSAFEを利用すれば付加価値税が免除され、予期せぬ状況の発生により返済コストが膨れあがっても、追加の支払いは免除される。

このような防衛装備品共同調達スキームは、EUの共通外交安全保障政策（CFSP）の方針に則して、EDAのプロジェクトにおいて、またPESCOを通じて、NATOの行動とも調整する形で、利用するよう推奨されている。特に2017年発足のPESCOは、欧州防衛産業強化策のゲームチェンジャーとさえ評価された政策枠組みであるが（Cózar-Murillo 2022）、どこまでも特定の加盟国がリードして数カ国で実施する防衛能力強化プログラムであり、利用可能資金規模に加盟国間で格差が存在する以上、真にEU規模の共同プログラムを推進することには帰結しにくい。しかしそれでも、本稿執筆段階では75件のプロジェクト——軍事訓練・陸軍関連・海軍関連・空軍関連・サイバー・戦略的支援機能／戦力増強機能・宇宙の7分野——が進行中である。SAFEの導入はPESCOを真のゲームチェンジャーに仕立て上げていくうえで、重要なステップになるだろう。

ただし、このSAFEの立法をめぐるのは、欧州議会議長メツォラが反発している。フォン

デアライエン欧州委員長がその提案の法的根拠にEU機能条約122条を使用したため、EU理事会が欧州委員会提案を直接承認できる手続きとなり、欧州議会との共同決定がとられなかったのである。議会審議がないがしろにされてしまったとメツォラは批判し、EU司法裁判所への提訴も視野に入れている（Tidey 2025）。欧州委員会と理事会という2つの行政機関が、本来的には立法府たるべき欧州議会をスキップして防衛政策を進めていく構図に問題提起したメツォラの政治的姿勢は、今後のEU防衛政策のあり方を考えていくうえで重要である。

加盟国有志だけでなく、EUが資金を出し合って欧州防衛産業を強化していこうという路線は、すでにこれまでもあった。直近では2023年に、共同調達を通じた欧州防衛産業強化（EDIRPA）規則（Regulation 2023/2418）が採択されている。ただし、資金規模が小さすぎる。このEDIRPAの場合、2023—2025年で3億ユーロにすぎない（同規則第4条）。SAFEの1500億ユーロは——コロナ・パンデミックの際の復興基金をEU債発行で調達した「次世代EU」およびそれに先立つワクチン共同購入スキームからの連なりであるが——欧州委員会に地政学の主体としての政治力を付与することになるだろう。

EDISからSAFEへと展開してきたEUの欧州防衛産業育成政策には、要するに、防衛産業のアメリカ依存脱却と、共同調達を通じた加盟国間能力格差の是正、そして巨額の資金による欧州委員会のエンパワーという3つの特徴を見出せる。欧州防衛産業は以前から分断化が指摘されてきたが、これをいよいよ本腰を入れて克服しようというのが、今回のヨーロッパ再軍備計画の直接の狙いである。この課題に対処するために古くはすでに1996年の段階で、主要加盟国の間に防衛装備協力共同機構（OCCAR）が設立されている。イギリス・フランス・ドイツ・イタリアが同年11月に設立したものであるが、条約の発効は遅れ、2001年になってからであった。のちにベルギー・スペインが参加し、フィンランド、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スウェーデンそして域外からトルコが——メンバーにはならず——プログラムに参加している。このOCCARは上述の『共同白書』でも触れられており、EDAやNATO支援・調達機関（NSPA）とともに、加盟国間の多様な防衛装備品開発・共同調達の一手段として紹介されている。ただそのくだりでは、「欧州委員会もまた、加盟国の代理人として、中心的な防衛装備品購入機関でありうること」が強調されている（JOIN〔2025〕120, p. 8）。その欧州委員会は2024年11月にOCCARとの間で欧州防衛協力強化のための金融枠組パートナーシップ協定を締結している。今後はDG DEFISとOCCARの間で協力関係が深められていくことになる。

1998年にはイギリス・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン・スウェーデンが欧州防衛産業再編促進のための基本合意書を準備、2000年7月に意向書（LoI）枠組協定が調印されている。このEU枠外の有志国による制度は、欧州委員会およびEDAを監視し、場合によっては影響力を行使することも視野に、EDTIB強化を狙っている。欧州委員会はどこまでも代理人にすぎないのだと、強調されている。

こうした大国主導の防衛産業再編では、結局のところ、中小国がアメリカ頼みに走るようになってしまう。ヨーロッパの大国に依存するだけの軍事的安全保障が、広く中小国に受け入れられ、持続可能なものになるとは考えにくい。どうしてもEUとしての対応が求められ

てくる。この課題への取り組みはEDAの設立から本格化する。EDAは2004年に設立ののち、翌2005年には欧州防衛装備品市場（EDEM）構築へ向けて動き出し、2006年には防衛装備品政府調達行動規範を規定、欧州航空宇宙・防衛産業協会（ASD）との間でサプライチェーン最善行動規範を締結し、2007年の年次会合ではEDTIBの重要性を強調している。こうした実績ののち、EDAは2009年発効のリスボン条約に正式に規定されるに至る（EU条約42条3項第2段落）。EDAは基本的には政府間主義に基づく機関であり、予算も参加加盟国が拠出する。欧州委員会が主導するEU機関としては設計されていない。『共同白書』が示した政策枠組みのなかでは、欧州委員会とEDAの協力関係が重要になる。

3 分化型統合（a differentiated integration: DI）

以上見てきたように、EUは基本的には防衛産業育成策に尽力してきたのであるが、実働部隊となる軍事組織の構築へ向けて模索してこなかったわけではない。そもそも1952年にはブレバン・プランを具体化した欧州防衛共同体（EDC）条約が調印されている。それは共同軍隊と共同予算と超国家制度から成る、連邦国家的統合軍事体の構築であった。しかし周知のように、ヨーロッパはこれに挫折する。フランス議会が批准を拒否、EDCは幻に終わる。以来70年以上、統一指揮下の統合軍を構想するプランは、EU政治の表舞台には登場しなかった。それどころか、現在のリスボン条約の制約が厳しい。軍事的安全保障の案件は加盟国の全会一致が必要で、EU予算を使用することも認められない。

注意したいのは、EDCとEUの間に重要な共通課題が存在している点である。それは、欧州防衛同盟をいかに大西洋同盟に組み込むか、である（EDCの構成とNATOとの関係についてはFabbrini 2024を参照）。EDC条約はNATOとの密接な関係構築を義務付けるものであった（EDC条約第5条）。NATO理事会との共同会合について規定され（同第47条）、欧州防衛軍（European Defence Forces）の展開にあたってはNATO最高司令官（the competent Supreme Commander）が勧告する枠組みを考慮することが義務付けられていた（同条約77条）。ヨーロッパ安全保障にとって、大西洋主義は絶対の条件であった。当時はもちろん現在においても、ポスト大西洋主義はヨーロッパにとって、未知の領域である。

しかし、大西洋主義が絶対の条件であるにもかかわらず、つとにアメリカ依存だと批判されてきたように、EU軍事行動のオプションはNATOを実にささやかに補完するにすぎなかった。1992年5月にはドイツとフランスが欧州合同軍（Eurocorps）を創設し、1999年12月には6万人の即応派遣部隊を2003年までに編成という目標（ヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール）が、また2005年6月には1500人即応部隊（バトルグループ）を2007年までに設置するという目標（ヘッドライン・ゴール2010）が掲げられ、直近では2022年3月の『戦略的コンパス』で5000人即応部隊の設置が目指されたのであるが、いずれも小ぶりであり、しかもEUが動員に成功しているとは言えない。そもそも軍事大国の侵攻を想定した軍事部隊の編成ですらない。ようやく2023年9月にEU軍事演習MILEX23が企画され、そのなかでEU初となる実働演習LIVEX23が実施されたのではあるが、EDCの失敗以来、これまでのところ、EUに持続的な共同軍事行動へ向けた具体的なプランは存在しない。

EUの共通防衛については、EU条約42条に基本が記されている。その第2項によれば、欧州理事会が全会一致で決定した場合、共通安全保障・防衛政策（CSDP）は「共通防衛」（a common defence）に移行する。ただし、共通防衛には必ずしも全加盟国が参加しなければならないわけではなく、「多国籍軍」を設立した一部の加盟国がEU全体のためにこれを担うことも認められている（EU条約42条3項）。一部の加盟国だけでEUの名の下に共同行動を実施するというこの仕組みは、条約の文言としては「強化された協力」（enhanced cooperation）という用語が使われるが、学術上は、先行する加盟国とフォローアップする加盟国を一旦は分けるという点に着目して「先行統合」という用語を使用する場合と、「可変翼の統合」あるいは「コア・ヨーロッパ」という用語によって、政策統合に参加する／しない加盟国の分化の固定に注目する場合に分けられる。本稿では両者の要素を含意した「分化型統合」（a differentiated integration: DI）という用語を用いたい（その対外政策への適用については Telle, Chiochetti and Laffan 2025）。

DIは防衛装備品技術開発や軍事訓練、専門家養成といった防衛基礎能力の向上にも適用されている。上述の2017年設置の常設軍事協力枠組（PESCO）がその典型だ。これもEU条約に規定されている（46条など）。軍事行動の実施も防衛能力の向上も、ともにDIが認められている。それはEUの制度枠組のなかの柔軟なミニラテラル協力の推進だと言えるだろう。DIの視座からは、EU加盟国が必ずしもEUの単一制度枠組を利用せずに、EUの枠外で安全保障防衛政策を発展させてきた歴史が見えてくる。EUの域内外を跨ぐ形で有志国を部分的に柔軟に共同行動に組み込んでいくということも積み重ねられている。DIとは、EU法の確実性ではなく、EU政治の凝集性を前提とした、柔軟な共同行動の試みなのである。

例えば1998年12月の英仏間サンマロ合意は、EUの安保防衛政策を発展させていく契機ともなった。2010年11月の英仏ランカスターハウス条約（英仏防衛安保条約+核協力条約）は、ブレグジット後もEUとイギリスが安全保障の分野でつながり続けることを可能にした。直近では2024年10月に英独防衛協力協定が、また2025年7月に英仏ノースウッド宣言（核抑止協力）および英独ケンジントン条約（相互防衛）が結ばれている。仏独英のビッグスリーが進めるミニラテラル軍事協力は、EUの制度からは外れるとしても、次に見るようにEUのほかの加盟国との軍事的連携を背景としている。

その事例として、3つの共同軍事行動枠組が重要になる。2014年9月にドイツ主導でフレームワーク国家コンセプト（FNC）が発足している（当初はNATO加盟10ヵ国）。2018年6月にはイギリス主導の共同遠征軍（JEF）（参加9ヵ国の国防相が覚書署名）とフランス主導の欧州介入イニシアティブ（EI2）（参加9ヵ国が覚書署名）が立ち上げられている。こうしたミニラテラル軍事協力を進める多国籍軍は、必ずしもEUの単一制度枠組に則しているわけではないにしろ、EUとNATOそれぞれの存在から政治的正統性を調達していると言うべきであろう。ときにEUという共同体が、ときにNATOという同盟が、仏独英それぞれのミニラテラル合同軍事行動の発動根拠となり、ほかのヨーロッパ諸国に安心を供与しているのである。イソーマルックとカルヤライネンは、こうしたミニラテラル軍事協力がEUとNATOをつなぐ役割を果たし、DIを進めるという形で、ヨーロッパ安全保障システムの分断化を防いでいると主張す

る (Iso-Markku and Karjalainen 2022)。また小林正英は「欧州独自の安全保障政策が成立しようと考えられるのは遠征任務においてであり、英仏を主軸とする、逆に言えばEUという枠にとられない各国間的な安全保障協力とは親和性が高い。……EUという枠組みを尊重しつつ、必ずしもそれに縛られず、欧州独自の遠征任務の可能性が模索されつつある」と分析している (小林 2023 : 155)。ただし、こうしたミニラテラル軍事協力がヨーロッパ集団安全保障をリードする実働部隊へと進化していけるかどうかは不透明だ。イソマルックとカルヤライネンは、FNCもJEFもEI2も実戦経験がないに等しく、潜在的可能性はともかくも先行きは見通せないという。小林もまた、各国間安全保障協力はEUが停滞していることの裏返しでもあると見ている。

ポスト大西洋主義の時代を迎えるにあたって、NATO加盟国間の集団的自衛権発動を規定した北大西洋条約第5条への信頼性が低下している現状、つまりはアメリカのコミットメントが100%の絶対性を持ちえなくなっている現在、代わりに浮上してくるのがEU条約第42条7項である。NATOとは異なり中立を国是とする加盟国を抱えたEUがこの条項をNATOと同じ水準で実効性あるものに制度化していけるかどうかは、疑問が残るところであるが、ともかくも親EUのグランドコアリション3派——キリスト教民主主義系政党連合の欧州人民党 (EPP)・社会民主主義系政党連合の社会民主進歩同盟 (S&D)・中道リベラル系政党連合の欧州刷新 (Renew Europe) ——は、第42条7項の実施規定を急いで策定すべきだと主張している。統一指揮下のEU軍が存在せず、中立ゆえにNATOに参加しない加盟国 (オーストリアとアイルランドとマルタ) が存在する以上、そして現行のリスボン条約の制度的制約 (EU予算は軍事行動に利用不可) を前提とする限り、EU条約42条7項はNATOの5条とは本質的に異なる性質の国家間契約だと言わざるをえない。そもそもこの条文は、NATOこそが「集団防衛の土台」であり「集団防衛遂行のためのフォーラム」であって、そうしたNATOの下でのコミットメントの整合性がEUの集団防衛に体现されなくてはならないと規定する。EUの42条7項とNATOの5条はデカップリングできないのである。1952年EDCの制度構成との間に本質的な差は存在しない。そうである以上ますますEUとNATOをつなぐ実働部隊つまりはヨーロッパNATO (the European NATO) もしくはNATOのヨーロッパ柱 (the European Pillar of NATO) を担える実働部隊が要請されるのではあるが、上述のFNCもJEFもEI2もその担い手になっていけるかどうかは不透明だとする評価が妥当であろう。

ポイントのひとつは、アメリカのコミットメントを期待できないポスト大西洋主義の時代にあっても、ヨーロッパという枠組みへの政治的凝集性を持続可能なものにしていけるかどうかである。つまり、EU条約42条に規定された有志の多国籍軍 (EU枠内のDI) や、ミニラテラル軍事協力 (FNC・JEF・EI2) が、集団的自衛権発動を要する事態に効果的に即応できるというコンセンサスが政治的に構築されていくのかどうか。この意味において、2022年10月に第1回会合が開かれた欧州政治共同体 (EPC) が重要な意味を持つ。第1回会合には47ヵ国が集うことになった。EPCによる政治的調整がヨーロッパの一応の連帯を維持していくという期待は、この巨大フォーラムの継続性にかかってくる。EUが事務局機能を提供し、2025年5月には6回目の会合が開催されている。EPCの政治的機能は、他国を侵略し民間人を

虐殺する野蛮と、それを正す文明とを分け隔てるという点にも求められる。ロシアにくみするかどうかという色分けだ。

以上を整理すると、ヨーロッパ安全保障システムは4層から構成されようとしていると言えるだろう。大国主導ミニラテラル軍事協力／NATO／EU／EPCの4層である。ただし、国際政治の調整という面では機能しても安保政策の効果という点でこれが適切かどうかは、また別の問題だ（例えばBesch and Youngs 2025が政治と軍事では最適制度が異なると指摘している）。

4 EUの存在意義——一貫した方向性と柔軟な制度適応

ヨーロッパ統合が平和を実現したのか、それとも平和であったからヨーロッパ統合が可能であったのかは、古くて新しい問いである。普遍的価値を国際連合（UN）とともにグローバルに実現しようとする規範パワーEUのコスモポリタニズムは、パックス・アメリカナの下で初めて存在しえたのだとする見立てもありえよう。しかも軍事的安全保障に関してはアメリカの圧倒的軍事能力もさることながら、アメリカ人が最高司令官となった統一指揮こそがヨーロッパをNATOの下にまとめてきたのだという歴史的経緯もある。ヨーロッパNATOもしくはNATOのヨーロッパ柱がアメリカ軍の存在によって初めて成立するものである以上、ポスト大西洋主義の時代におけるヨーロッパの絶対的課題は、アメリカ不在にあってもなお、ヨーロッパの分断化を防止する方途の探究である。

こうした想定からEUの防衛産業政策を見直してみると、そこにはヨーロッパの分断化を防ぐという政治的意義を見出せる。NATOが強靱性を持続させていくには軍事力の基礎としての経済力が必要になるが、大国と小国の格差は同盟の連帯を危うくする。格差を拡大させず相互運用性を高める形で全加盟国の防衛装備品を充実させるには、共同調達スキームの構築が必須だ。EUはこれを、一方では超国家機関の欧州委員会が新設の防衛産業・宇宙総局（DG DEFIS）を通じて共通政策を形成・施行する形で、また他方では加盟国が分化型統合（DI）の手法によって柔軟で高度な政府間協力を深化させていくことによって、進めてきた実績がある。超国家主義と政府間主義をDIによりミックスさせるのは、EUの伝統的な統合手法である。しかも欧州委員会は、ドイツにも迫ろうかという高い信用力（格付け）を利用して、中小国では不可能な低金利で国際資本市場から資金を調達し、共同調達を進める加盟国に貸し付けるという仕組み（最長40年）を作り上げようとしている（SAFE）。これに加えて、欧州委員会と防衛産業界の恒常的な対話も進められている。「ヨーロッパ再軍備計画／2030年への備え」とは、超国家機関の政策的関与強化および革新的資金供与方法と、加盟国間の差異を認めた柔軟な協力強化（DI）、そしてEUレベルへの防衛産業界の包摂という3つの側面を備えたEU安全保障ガバナンスを、格段に強化しようと狙った政策枠組みなのである。

EUのこうした実践が、より広くポスト大西洋主義の下でプーチンのロシアからヨーロッパを防衛するための安全保障システム強靱化に資するものであるかどうかは、本稿で断じることとはできないが、その生成途上のマルチレベル・システムにおけるEUの位置付けについては、上述の4層のシステムに即して、次のように整理できるだろう。EUは、欧州政治共同体

(EPC) のコアとなり、NATOを補完し、イギリスやフランスやドイツがそれぞれに主導するミニラテラルな合同軍事行動を（NATOとともに）正統化する——大国ファーストの軍事システム形成ではないという信頼感をヨーロッパ諸国に与える——という3次元で、それぞれに一定の役割を果たしている。欧州防衛技術産業基盤（EDTIB）強化のための多国間スキーム作りと、国際資本市場からの資金調達、リスボン条約を1行も変えずに、欧州委員会の行動範囲を拡張し、ポスト大西洋主義のEUプレゼンスを高めることに帰結している。

ただし、以上がEUの最終形態であるとも言い切れない。親EUのグランドコアリション3党が『共同白書』に対してそれぞれの立場を表明する文書を出しているが——欧州人民党（EPP）は『欧州防衛同盟の構築：真の平和のためのヨーロッパ』（Building a European Defence Union: A Europe that protects and that stands for true peace）、社会民主進歩同盟（S&D）は『欧州の安保と防衛のためのステップアップ』（Stepping up efforts for European Security and Defence）、欧州刷新（Renew Europe）は『ポジション・ペーパー：欧州防衛』（Position Paper: European Defence）をそれぞれ2025年3月に提示——この3党はこぞって、統一指揮下のEU軍的なものを将来に想定している。1952年の欧州防衛共同体（EDC）——共同軍隊・共同予算・超国家制度——を再現しようという構想ではないにしても、EU統一軍がNATOのヨーロッパ柱となって防衛力を高めるというイメージが、EU政治に定着し始めていることは確かだ。EUはイギリスと関係改善の時を迎え、トルコとは関税同盟を維持、ノルウェーとは欧州経済領域（EEA）を通じて切り離せない経済関係を継続している。ブリュッセルへの敵愾心を隠さない極右の政党連合——ヨーロッパのための愛国者（PfiE）および主権国家のヨーロッパ（ESN）——が2029年欧州議会選挙でどれほど勢力を伸ばすのかにかかってくるのではあるが、ポスト大西洋主義の時代にあってなお維持されるEUの一貫した方向性と柔軟な制度適応は、ヨーロッパにとって本質的に重要なものであり続けるだろう。

■参考文献

- Besch, S. and Youngs, R. (2025) Europe Needs a New Way to Cooperate: How to Fill the Gaps Created by the EU's and NATO's Shortcomings, *Foreign Affairs*, May 5, 2025.
- Cózar-Murillo, B. (2022) PESCO as a Game-Changer for Differentiated Integration in CSDP after Brexit, *European Papers*, Vol. 7 (3), pp. 1303–1324.
- European Commission (2025) EU Credit Strength <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/eu-budget/eu-borrower-investor-relations/eu-credit-strength_en> (accessed on August 6, 2025).
- Fabbrini, Federico (2024) European defence integration after Trump's Re-Election: A proposal to Revive the European Defense Community Treaty and its Legal Feasibility, *European Law Journal*, Vol. 30 (4), pp. 614–628.
- Foy, H. and Hall, B. (2025) European military powers work on 5-10 year plan to replace US in NATO: UK, France, Germany and Nordics among countries engaged in informal discussions over a managed transfer, *Financial Times*, March 21, 2025.
- Iso-Markku, T. and Karjalainen, T. (2022) Flexible Defence Cooperation in Europe: FNC, JEF and EI2, EUIDEA, *Policy Briefs*, No. 6, March 2022.
- Liboreiro, J. (2025) Brussels rebrands 'Rearm Europe' plan after backlash from leaders of Italy and Spain, *Euronews*, March 21, 2025.
- Telle, S., Chiocchetti, P. and Laffan, B. (2025) External differentiated integration: between stability and change. *West*

European Politics, Vol. 48 (5), pp. 977–1001.

Tidey, A. (2025) Metsola threatens to sue Commission over plan to bypass MEPs to set up €150 bn defence loan plan, *Euronews*, May 7, 2025.

Von der Leyen, U. (2025) Speech by President von der Leyen at the award ceremony of the International Charlemagne Prize of Aachen, *SPEECH*, May 29, 2025.

小林正英 (2023) 「ブレグジット後の欧州安全保障——大国間競争時代への適合か」 臼井陽一郎・中村英俊編著『EUの世界戦略と「リベラル国際秩序」のゆくえ——ブレグジット、ウクライナ戦争の衝撃』明石書店。